

# お知らせ

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

## ざまりん創業塾

新しく事業を始めたい方や創業間もない方を対象に、創業にあたっての心構えや事業計画の作成、創業経験者との意見交換会を行います。

日時 7月20日(土)・27日(土)、8月3日(土)・17日(土)・24日(土)10:00~16:00

場所 市役所5階5-1会議室

受講料 3,000円 (5回分)

申込 7月5日(金)までに電話、ファクスで問い合わせ先へ

問合せ 座間市商工会 ☎046(251)1040 FAX 046(254)2220

担当 産業振興課 ☎046(252)7604 FAX 046(255)3550



## 国民年金保険料免除制度・納付猶予制度

国民年金制度は、20歳以上60歳未満の方が加入する制度です。保険料を納めることで、老後の老齢基礎年金の他、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられます。しかし、経済的な理由などで保険料の納付が困難なときは、申請をすることで、保険料の納付が免除または猶予される制度があります(下表参照)。

7月から令和6年度分(令和6年7月分~令和7年6月分)の受け付けが開始されます。なお、前年度に全額免除または納付猶予が承認されて継続審査を希望した方は、改めて申請する必要はありません。

区分	月々の保険料額	
全額免除	保険料の全額が免除	0円
納付猶予	保険料の全額が猶予	
4分の3免除	保険料の4分の3が免除(残り4分の1を納付)	4,250円
半額免除	保険料の2分の1が免除(残り2分の1を納付)	8,490円
4分の1免除	保険料の4分の1が免除(残り4分の3を納付)	12,740円

※令和6年度の保険料月額額は、16,980円です。

申請要件 免除制度は、本人、配偶者および世帯主、納付猶予制度は、本人(50歳未満)と配偶者の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下の方(この他にも退職者などを対象とした特例要件あり)。

※日本年金機構が審査し、結果を通知します。

申請期限 納付期限から2年経過するまでの間

申込 年金事務所または市役所1階保険年金課で配布する申請書(日本年金機構のホームページ(https://www.nenkin.go.jp/)からダウンロード可)に必要事項を記入し、〒220-8557 日本年金機構神奈川事務センター宛てへ郵送(住所記入不要)、または直接同事務所の担当へ ※窓口にお越しの方は顔写真付き本人確認書類をお持ちください(本人以外による手続きの場合は、委任状が必要となる場合あり)。

問合せ ●ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004 (050で始まる電話でおかけになる場合は☎03(6630)2525)

●厚木年金事務所 ☎046(223)7171 (代表)

担当 保険年金課 ☎046(252)7035 FAX 046(252)7043

## 国民健康保険被保険者証を更新

現在使用している国民健康保険被保険者証(以下、保険証)の有効期限は、7月31日(水)です。7月下旬までに、世帯全員分の新しい保険証を世帯主宛てに転送不要の簡易書留で送付しますので、記載内容の確認をお願いします。万一誤りなどがある場合は、担当へご連絡ください。

また、70歳以上の被保険者の方には、保険証と高齢受給者証を一体化した「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。

有効期限が切れた保険証は、市役所1階保険年金課または各出張所に返却するか、細かく裁断し破棄してください。

※新しい保険証が届いた方で、就職や扶養に入り社会保険などの保険証をお持ちの方は、国民健康保険資格喪失の届け出が必要です。

※令和7年7月31日までに75歳になる方の保険証の有効期限は、75歳の誕生日の前日です。誕生日以降は「後期高齢者医療制度」に基づく新しい保険証を使用してください。

### 個人番号の下4桁をご確認ください

今回送付する被保険者証(台紙)に個人番号の下4桁が印字されています(一部の方を除く)。これは、マイナンバー法などの一部改正により令和6年12月2日に健康保険証が廃止されることに伴うものです。

医療保険者などが把握している加入者情報(個人番号の下4桁)を確認することで、誤って他者の資格情報が提供されるのを未然に防ぐため、全国で行われます。

お手元に届きましたら、マイナンバーカードなどで個人番号をご確認ください。

〒252-●●●●  
座間市●●●●  
座間 太郎様

**神奈川県国民健康保険被保険者証**

【大切なお知らせ】

あなたの個人番号: \* \* \* \* \* \* \* \* 1 2 3 4

担当 保険年金課 ☎046(252)7003 FAX 046(252)7043

## 7月に納めていただくのは

- ①固定資産税・都市計画税(第2期) ②国民健康保険税(第2期)
  - ③介護保険料(第2期) ④後期高齢者医療保険料(第1期)
- ※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPay、地方税統一QRコード(eL-QR)で納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく。
- ※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。
- ※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。
- ※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。

- 担当 ①について 市税総務課 ☎046(252)8021 FAX 046(255)3550
- ②④について 保険年金課 ☎046(252)7003 FAX 046(252)7043
- ③について 介護保健課 ☎046(252)7719 FAX 046(252)8238

### 相模の大地を望む緑の公園墓地

宗旨・宗派不問

おかげさまで 大好評 受付中

1.0m<sup>2</sup> 施工例

お手頃価格 墓地使用料 墓石工事代

126.9万円<sup>税</sup>より

年間管理料(別途)が安心価格の2,200円

交通のご案内

墓参がより身近に、より便利になりました。

圏央道 全線開通 「相模原愛川IC」より約12分! 「相模原IC」より約15分! 「圏央厚木IC」より約17分!

相模メモリアルパーク

カーナビ搭載のお車の場合 ナビ 046-281-0419(管理事務所)と入力してください。

至名古屋 東名高速道路

至御殿場 246

至小田原 1

(一財)神奈川県教育福祉振興会指定 (一財)神奈川県教育会館指定 (一財)神奈川県厚生福利振興会指定 神奈川県市町村職員共済組合指定 認可/平成5年7月30日 認可/神奈川県指令環衛 第131号

公益法人 相模メモリアルパーク ☎0120-000-375 〒243-0308 神奈川県愛甲郡愛川町三増109-2 石材センター 営業時間 8:30~17:00(水曜定休)

●市民文化会館はハーモニーホール座間、市民体育館はスカイアリーナ座間、市民交流プラザはプラっとざま、総合福祉センターはサニープレイス座間、ふれあい会館はコミュニティプラザと表記します。申し込みは、特に記載がなければ発行日以降にお願いします。